



令和8年度

# 下呂市教育・保育施設 入園申込案内

## ★もくじ

1. 教育・保育施設とは	…P1
2. 下呂市内の教育・保育施設	…P1
3. 教育・保育施設へ入園するためには	…P2
4. 教育・保育給付認定とは	…P2
5. 教育・保育給付認定の期間等	…P3
6. 保育料(利用者負担額)	…P4
7. 利用調整ほか	…P8
8. 施設の概要(公立施設)	…P11
9. 入園の手続き	…P14
10. その他(添付資料等)	…別添

## 下呂市福祉部 こども家庭課

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8  
星雲会館 1F

TEL : 0576-52-2882 (直通) FAX : 0576-53-2102

受付時間 8:30~17:15



## 1. 教育・保育施設とは

教育・保育施設とは、小学校就学前の子どもが利用できる施設です。種類には「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅内訪問型保育事業、事業所内保育事業）」があります。下呂市には「認定こども園」「地域型保育事業」があります。

## 2. 市内の教育・保育施設

✿3歳以上児 利用定員は4月1日現在の年齢 ※施設利用定員は令和7年9月1日現在です。

【認定こども園】

施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)		開所時間	11時 間開所	土曜
			1号	2号			
きたこども園	萩原町野上 768 番地	55-0322	11	44	7:30 ~ 18:30	○	○
みなみこども園	萩原町萩原 600 番地 1	52-2560	39	126	7:30 ~ 18:30	○	○
おさかこども園	小坂町大島 622 番地 1	62-2204	12	28	7:30 ~ 18:30	○	○
わかばこども園	小川 1048 番地 1	25-2333	41	84	7:30 ~ 18:30	○	○
かなやまこども園	金山町金山 2301 番地 3	32-2373	18	42	7:30 ~ 18:30	○	○
たけはらこども園	乗政 1005 番地 1	26-2044	17	68	7:30 ~ 18:30	○	○

✿3歳未満児 利用定員は4月1日現在の年齢 ※施設利用定員は令和7年9月1日現在です。

【認定こども園】

施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)		開所 時間	利用可能 年齢	土曜 保育	一時 保育
			0歳	1・2歳				
きたこども園	萩原町野上 768 番地	55-0322	6	15	7:30 ~ 18:30	6か月~	○	×
みなみこども園	萩原町萩原 600 番地 1	52-2560	9	35	7:30 ~ 18:30	満1歳~	○	○
おさかこども園	小坂町大島 622 番地 1	62-2204	3	10	7:30 ~ 18:30	満1歳~	○	○
わかばこども園	小川 1048 番地 1	25-2333	12	30	7:30 ~ 18:30	満1歳~	○	○
かなやまこども園	金山町金山 2301 番地 3	32-2373	6	15	7:30 ~ 18:30	6か月~	○	○
たけはらこども園	乗政 1005 番地 1	26-2044	3	20	7:30 ~ 18:30	満1歳~	○	○

【小規模保育事業所】

施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)		開所 時間	利用可能 年齢	土曜 保育	一時 保育
			0歳	1・2歳				
かみはら子育て・ 保育ステーション	門和佐 3688 番地	27-1205	3	5	7:30 ~ 18:30	満1歳~	×	○
わかあゆ子育て・ 保育ステーション	馬瀬名丸 1041 番地	47-2107	1	6	7:30 ~ 18:30	満1歳~	×	○
みやだ子育て・ 保育ステーション	萩原町大ヶ洞 74 番地 3		休止中					
なかはら子育て・ 保育ステーション	焼石 3530 番地 1		休止中					

※令和8年度のわかあゆ子育て・保育ステーションの運営については、現在調整中です。

【事業所内保育事業所】

▼従業員枠を含みます

施設名	所在地	電話番号	利用定員(人)		開所 時間	利用可能 年齢	土曜 保育	一時 保育
			0歳	1・2歳				
萩原北醫院託児所 し し の こ	萩原町羽根 44 番地 4	74-1717	1	4	8:00 ~ 19:00	4カ月~	午前 のみ	×
岐阜県立 下呂温泉病院 つくし保育所	森2211番地	23-2222	3	9	7:30 ~ 19:00	生後 57日目~	第2 第3	×

※萩原北醫院託児所しのこは平成27年4月に、岐阜県立下呂温泉病院つくし保育所は令和5年4月に開所した下呂市の認可を受けて事業所内保育所として運営しています。

### 3. 教育・保育施設へ入園するためには

お子さんの保護者は、利用のための教育・保育給付認定を受ける必要があります。

### 4. 教育・保育給付認定とは

給付認定は子どもの年齢や「保育の必要性」に応じて3つの区分に認定されます。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。また、「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

1号認定 教育	3~6歳	保育の必要性 なし	教育標準時間（6時間）	認定こども園
2号認定 保育	3~6歳	保育の必要性 あり	保育短時間（8時間） 保育標準時間（11時間）	認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所
3号認定 保育	0~2歳	保育の必要性 あり	保育短時間（8時間） 保育標準時間（11時間）	認定こども園 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

#### ✿ 「保育の必要性」の事由

就労	保護者が <u>毎週</u> に月64時間以上の労働に従事していること 保育短時間 ⇒ 月64時間以上120時間未満 保育標準時間 ⇒ 月120時間以上
妊娠出産	保護者の妊娠・出産前後の場合
疾病・障がい等	保護者本人の病気、けが又は障がい等がある場合
介護・看護等	保護者が病気又は障がい等がある親族を常時看護している場合
災害復旧	保護者が災害（震災、風水害、火災等）の復旧にあたる場合
求職活動	保護者が求職活動及び起業準備の場合
就学	保護者が毎週に就労のための研修、訓練等を受けているか通学している場合
虐待・DV等	虐待やDVのおそれがある場合、社会的養護が必要な場合 里親受託を行っている場合
育児休業継続	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
その他	市長が認める場合※上記に類する状態

※保育の必要量（利用時間）については、保護者の就労時間等だけでなく同居親族のお迎えや通園バス等の利用等を考慮し**必要な利用時間**で申請してください。

※保育の必要量（利用時間）が8時15分から16時15分までの場合は保育短時間認定となります。

※教育・保育給付認定を受けない私的契約児は、利用方法に制限があります。



## 5. 教育・保育給付認定の期間等

認定期間は、区分に応じて決まります。また、未満児の内、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが認定期間となり、3号認定から2号認定に切り替わります。ただし、3号認定から2号認定に切り替わっても、未満児の3号認定の保育料が適用されます。

### ◆認定期間

区分	認定期間（いずれか短い方の期間）
就労 疾病等 災害 看護等 虐待等	① 効力発生日から、小学校入学前の期間
妊娠・出産	① 効力発生日から、小学校入学前の期間 ② 効力発生日から、出産日から8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間
求職活動	① 効力発生日から、小学校入学前の期間 ② 効力発生日の属する月の初日から、90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学	① 効力発生日から、小学校入学前の期間 ② 効力発生日から、保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業 継続	① 効力発生日から、小学校入学前の期間 ② 育児休業の対象となっている子どもの誕生日の前日の属する月の末日までの期間 ※ ただし、育児休業から復帰するときに育児休業の対象となっている子どもが保育施設を利用することが困難で待機児童となる場合は、その年度の3月末日までの期間
その他	① 効力発生日から、市長が認める期間

### ◆認定証

認定を受けた後、保護者からの申請があった場合にのみ、任意の『認定証』が交付されます。  
(通常は認定に係る事項を記載した通知書が送付されます。)

紛失等により『認定証』の再交付が必要となった場合、以下の手続きを行っていただきます。

- ・認定証再交付申請書の提出

再交付後に紛失した『認定証』を発見した場合は、市へ申し出てください。

### ◆認定内容及び申請内容の変更について

家庭の状況変化等により、認定区分や申請した内容が変わる場合、以下の変更手続きを行っていただきます。

- ・子ども毎に認定申請書を提出
- ・変更となる事由等を証する書類の添付
- ・交付されている方は『認定証』の添付

### 注意事項 子ども・子育て支援新制度の給付の仕組みについて

本制度は、保護者に対する個人給付を基本としています。給付が確実に保育等の費用に使われるよう、保護者に代わって保育施設や事業者が給付を受領する仕組みになっています(これを法定代理受領といいます。※P7参照)。この仕組みを維持するため、毎年度、申請内容に変わりがないかを確認する『現況届』の提出が必要です。申請内容を偽るなど、不正な手段によって認定を受けた場合は、子ども・子育て支援法第12条に基づき、調査を行った上で、給付相当額の全部または一部を徴収することができますので、ご注意ください。

## 6. 保育料等（利用者負担額）

### ✿保育料について

令和元年10月から保育料無償化により年少児から年長児の保育料が無償となっています。また、令和6年4月から第3子以降の保育料が無償となりました。延長利用料と給食費は有償となります。

#### 【保育料及び給食費の算定について】

- 保育料と給食費は、国で定める額を限度に4月から8月までが前年度の市町村民税、9月からは当年度の市町村民税で決定されます。
- 保育料等は原則として、児童の扶養義務者（または家計の主宰者）の市町村民税額基づいて算定します。ただし、父母が非課税の場合等に祖父母等の方の市町村民税が算定対象となる場合もあります。
- 市町村民税の所得割額は税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）が適用される前の金額が対象となります。
- 未満児の内、満3歳に達した日に属する年度途中の2号認定の保育料は3歳未満児の3号認定の保育料が適用されます。
- 保育料等決定後に、市町村民税額の変更があった場合や世帯状況が変わった場合は、速やかに変更の申請をお願いします。変更は申請があった翌月からの適用となりますのでお早めに申し出ください。
- 税の未申告や海外在住などで税情報が確認できない場合は、税の算定に必要な書類のご提出をお願いすることがあります。書類が確認できない場合、保育料等は最高階層が適用されます。

### ✿給食費について

下呂市の給食費は主食費（600円）、副食費（4,000円）となります。

3号認定は保育料に給食費が含まれています。

### ✿保育料等の支払方法

保育料等の納期限は毎月末（月末が休日にあたる場合は休日明け）となります。

保育料等の支払いは口座振替が原則です。

月末に口座振替ができなかった場合は、翌月の15日頃に再振替をします。

	保育料	延長利用料 (月利用料) 月2,700円	延長利用料 (時間利用料) 1時間150円	給食費(主食費)	給食費(副食費)
1号認定		口座振替	「納付書」により 銀行窓口で支払	口座振替	口座振替
2号認定				口座振替	口座振替
3号認定	口座振替				

振替が可能な金融機関 飛騨農協・十六銀行・益田信用組合・大垣共立銀行・

高山信用金庫・閔信用金庫・八幡信用金庫・ゆうちょ銀行

※「萩原北醫院 託児室ししのこ」「岐阜県立下呂温泉病院 つくし保育所」をご利用の方はスケジュールが異なりますので、各事業所へお問い合わせください。

保育料等は施設を利用している全員で負担しあうものです

## 保育料

### ●3歳未満児の保育料（3号認定） ※給食費は保育料に含まれています

階層	階層区分	第1子	第2子	第3子
①	生活保護等世帯	0円	0円	
②	市町村民税非課税	ひとり親等	0円	0円
		その他世帯	0円	0円
③-1	市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	ひとり親等	3,500円	0円
		その他世帯	8,000円	4,000円
③-2	市町村民税所得割 48,600円未満	ひとり親等	5,000円	0円
		その他世帯	15,000円	7,500円
④	市町村民税所得割 77,101円未満	ひとり親等	5,000円	0円
	57,700円未満	その他世帯	24,000円	12,000円
	77,101円未満	その他世帯	24,000円	12,000円
	97,000円未満	その他世帯	24,000円	12,000円
⑤	市町村民税所得割 169,000円未満	32,000円	32,000円	
⑥	市町村民税所得割 301,000円未満	38,000円	38,000円	
⑦	市町村民税所得割 397,000円未満	44,000円	44,000円	
⑧	市町村民税所得割 397,000円以上	48,000円	48,000円	

- ・ **市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は18歳未満の兄弟のみ多子にカウントします。**

※ 未満児の内、満3歳に達した日に属する年度途中の2号認定の保育料は未満児の3号認定の保育料が適用

#### 【保育料軽減】

- ※ 特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は第1子の半額です。（同時入所の要件）ただし年収360万円未満相当の世帯においては多子カウントにおける同時入所の要件を撤廃し、年収360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降は無料となります。
- ※ 4月1日時点において、児童の属する世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合であって、当該児童が3人目以降の場合は、3歳未満児保育料を無料とします。
- ※ 【令和7年度】下呂市第2子未満児保育料臨時特例交付金  
4月1日時点において、児童の属する世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合であって、当該児童が2人目以降の場合に、第1子と同額の保育料を支払っている方は、令和7年度は支払った保育料の半額を交付金として支給しています。

### ●3歳以上児の1号認定の延長利用料

1号認定の子どもが6時間を超えて保育施設を利用する場合、延長利用料が必要となります。

#### 【3歳以上児の1号認定保育延長利用料】

利用区分	延長利用料
時間単位で利用する場合	1時間当たり（1時間に満たない場合は1時間） 150円
月単位で利用する場合	1月単位 1日につき2時間までの利用 (8時15分～16時15分まで利用可能) 2,700円

- ・ 1号認定保育料において、①階層及び②-1階層の市町村民税非課税世帯は無料です。
- ・ 1号認定保育料において、②-2階層の市町村民税所得割非課税で均等割のみ課税世帯が月単位で利用した場合、1,000円となります。

## 給食費

### ✿ 3歳以上児の1号認定の給食費

階層	階層区分		第1子	第2子	第3子	多子
①	生活保護等世帯		0円	0円	0円	年齢制限 なし
②-1	市町村民税非課税	ひとり親等	300円	300円	300円	
		その他世帯	300円	300円	300円	
②-2	市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	ひとり親等	600円	600円	600円	年齢制限 なし
		その他世帯	600円	600円	600円	
③	市町村民税所得割 77,100円以下	ひとり親等	600円	600円	600円	小学校 3年生以下
		その他世帯	600円	600円	600円	
④	市町村民税所得割 211,200円以下		4,600円	4,600円	600円	
⑤	市町村民税所得割 211,201円以上		4,600円	4,600円	600円	

### ✿ 3歳以上児の2号認定の給食費

階層	階層区分		第1子	第2子	第3子	多子
①	生活保護等世帯		0円	0円	0円	年齢制限 なし
②	市町村民税非課税	ひとり親等	300円	300円	300円	
		その他世帯	300円	300円	300円	
③-1	市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	ひとり親等	600円	600円	600円	年齢制限 なし
		その他世帯	600円	600円	600円	
③-2	市町村民税所得割 48,600円未満	ひとり親等	600円	600円	600円	年齢制限 なし
		その他世帯	600円	600円	600円	
④	市町村民税所得割	ひとり親等	600円	600円	600円	小学校前
	77,101円未満					
	57,700円未満	その他世帯	600円	600円	600円	
	77,101円未満	その他世帯	4,600円	4,600円	600円	
⑤	97,000円未満	その他世帯	4,600円	4,600円	600円	小学校前
	市町村民税所得割 169,000円未満		4,600円	4,600円	600円	
	市町村民税所得割 301,000円未満		4,600円	4,600円	600円	
⑥	市町村民税所得割 397,000円未満		4,600円	4,600円	600円	小学校前
⑦	市町村民税所得割 397,000円以上		4,600円	4,600円	600円	

#### 【給食費軽減】

- 年収360万円未満相当の世帯については多子カウントにおける年齢制限を撤廃し、さらに副食費免除となります。
- 特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に3人目以降は副食費免除です。(同時入所の要件)
- 市町村民税非課税世帯(1号認定②-1階層と2号認定②階層)の給食費は主食費半額となります。
- 4月1日時点において、児童の属する世帯に18歳未満の児童が3人以上いる場合であって、当該児童が3人目以降の場合は副食費免除となります。

## ✿市外にお住まいの方または令和7年1月1日以降に下呂市に転入した方

マイナンバー法の施行に伴い、当市では、市外にお住まいの方、または令和7年1月1日以降に転入された方についても、保育料の算定に必要な情報を確認できるようになりました。

これにより、保護者の皆様からの課税証明書などの提出が原則不要になります。

- ・マイナンバーを利用した教育・保育給付認定の申請をされなかった場合は、お手数ですが、市町村民税の税額を確認できる以下の書類をご提出ください。

### ① 市町村民税が給与から天引きされている方（会社員等）

「令和7年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し

※6月から7月にかけて勤務先から交付されます。

（住所・氏名・税額がわかるようにコピーしてください）

### ②市町村民税を納税通知書で直接納めている方

「令和7年度市民税・県民税納税通知書」(1枚目)の写し

※6月初旬に市役所等の税務担当課から自宅へ郵送されます。

（住所・氏名・税額がわかるようにコピーしてください）

### ③上記①または、②の書類が用意できない方

「令和7年度市民税・県民税課税（非課税）証明書」

※令和7年1月1日時点の住民登録地だった市町村に請求して取得してください。

## ✿市民税・県民税未申告の方

令和7年度の市民税・県民税の申告がまだお済みでない方は、保育料算定のため、至急申告してください。申告後、速やかに課税証明書などの必要書類をご提出ください。

【重要】 申告が確認できず市民税・県民税が未確定の間は、認定手続きを保留させていただきますので、ご注意ください。

## ✿海外赴任等からの転入世帯の皆様へ

下呂市へ転入される直前に海外に在住されていた（日本に住所がなかった）世帯は、保育料の算定に際し、以下の書類の提出が必要です。

### 【提出書類】

前年1年間（1月1日～12月31日）の国外・国内を合わせた収入がわかる書類

例：給与証明書、源泉徴収票（国外のものを含む）、確定申告書の写しなど

※ 提出がない場合、正確な保育料が算定できませんのでご注意ください。

## 施設型給付費等の額に係る法定代理受領について

子ども・子育て支援新制度は、施設規模・地域等によって決められた個人給付額（公定価格）から利用者負担額（保育料）を減じた額を、お子さんをお預かりした施設が受け取る「法定代理受領」という仕組みです。施設が代理受領した具体的な額を知りたい場合は、個別にお問い合わせください。



## 7. 利用調整ほか

子ども・子育て支援新制度に基づき、すべての市町村は、2号認定または3号認定を受けた子どもの保育施設等の利用について利用調整（入園選考）を行うことになっています。

（根拠法：改正児童福祉法第24条）

### ✿ 【利用調整（入所選考）の方法について】

利用調整（入所選考）は、次ページの「入所選考基準指標表」に基づき、世帯ごとの合計指標を算出して行います。合計指標は、「保護者の基準指標の合計」と「世帯加算」を合わせたものです。指標が同点となった場合は、「世帯ごとの調整指標」を適用し、優先順位を決定します。

### ✿ 【調整指標による優先順位の決定】

合計指標が同点の場合は、調整指標の点数が高い方から順に優先して利用あっせんを行います。この優先順位は、点数の高い方から順に並び替えた上で選考会議に諮られ、最終的な順位が確定します。

### ✿ 【利用調整にあたっての注意事項】

#### ・虚偽申告・不正に関する厳重な警告

利用調整は、ご提出いただく証明書類に基づき行います。

虚偽の申告や証明書類の不正が判明した場合、入園内定・決定は取り消しとなります。また、入園後に不正が確認された場合も、退所となりますので、ご注意ください。

#### ・希望変更・取り消しの制限

利用調整の結果が出た後の希望施設の変更や、入園の内定・決定後の取り止めは、原則としてできません。

※転勤や世帯状況の急な変化など、真にやむを得ない事情がある場合のみ、ご相談ください。

### ✿ 【保育の必要性が不確定な場合】

令和8年度（来年度）の就労状況や「保育の必要性」が不確定な場合は、申請時点の状況に基づき判断を行います。また、必要となる証明書類（就労証明書など）が不足している場合は、申請書類の一式の受付ができませんので、あらかじめご了承ください。

### 育児休業明けの予約入園について

この予約入園制度は、保護者の方が安心して育児休業を取得し、スムーズに職場復帰へできるよう支援することを目的としています。予約入園は翌年の5月から3月までの入園を、前年の12月から2月にかけて内定するものです。ただし、予約された月には必ず職場に復帰していく必要があります。

予約入園の要件は、市内に在住し翌年3月31日までに職場復帰を予定されている育児休業給付金の受給資格がある方（予定者含む）又は、育児休業の取得と復帰を証明できる書類がある方で、申込みをするお子さんが4月1日現在で3歳未満であることです。尚、希望する保育施設等に定員を超える申込みがあった場合、予約入園の定員は、利用定員の3分の1を上限として利用調整（選考）を行います。また、予約入園は、優先的に入園枠を確保する制度のため、内定後の年度内の転園やキャンセルはできませんので、十分ご注意ください。

基本指數 ※個人加算				
(1)-1	居宅外労働	自営業 生計中心者	月 20 日以上 日中労働 7h 以上 100	
			月 20 日以上 日中労働 5h 以上 7h 未満 90	
			月 20 日以上 日中労働 4h 以上 5h 未満 80	
			月 20 日未満 日中労働 7h 以上 90	
			月 20 日未満 日中労働 5h 以上 7h 未満 80	
			月 20 日未満 日中労働 4h 以上 5h 未満 70	
(1)-2	居宅内労働	自営業 生計協力者	月 20 日以上 日中労働 7h 以上 100	
			月 20 日以上 日中労働 5h 以上 7h 未満 90	
			月 20 日以上 日中労働 4h 以上 5h 未満 80	
			月 20 日未満 日中労働 7h 以上 90	
			月 20 日未満 日中労働 5h 以上 7h 未満 80	
			月 20 日未満 日中労働 4h 以上 5h 未満 70	
		内職 生計維持	月 20 日以上 日中労働 7h 以上 90	
			月 20 日以上 日中労働 5h 以上 7h 未満 80	
			月 20 日以上 日中労働 4h 以上 5h 未満 70	
			月 20 日未満 日中労働 7h 以上 80	
			月 20 日未満 日中労働 5h 以上 7h 未満 70	
			月 20 日未満 日中労働 4h 以上 5h 未満 60	
		内職 生計維持外	月 20 日以上 日中労働 7h 以上 90	
			月 20 日以上 日中労働 5h 以上 7h 未満 80	
			月 20 日以上 日中労働 4h 以上 5h 未満 70	
			月 20 日未満 日中労働 7h 以上 80	
			月 20 日未満 日中労働 5h 以上 7h 未満 70	
			月 20 日未満 日中労働 4h 以上 5h 未満 60	
(2)	妊娠・出産	妊娠中であるか又は、出産後間もない		100
(3)	疾病	疾病 入院	100	
		疾病 通院・療養	常時病臥 100	
			通院加療（養育困難、要安静） 100	
			通院加療（週 4 日以上、一般療養） 50	
		疾病 障害	身体（1・2 級）、聴覚（6 級以上）、音声言語（4 級以上）、精神（1・2 級）知的（A）障害者 100	
			上記以外の障害 80	
(4)	介護	介護 病院付添い	付添い従事 7h 以上 100	
			付添い従事 5h 以上 7h 未満 90	
			付添い従事 4h 以上 5h 未満 80	
		介護	自宅介護（重度心身障害等による要介護） 100	
			自宅介護（中度心身障害等による要介護） 80	
			自宅介護（一般介護） 30	
(5)	災害復旧	災害復旧 - 生計中心者		100
		災害復旧 - 生計協力者		80
(6)(7)	求職活動・就学	就職・就労のための技能習得・就学	従事時間 7h 以上 100	
			従事時間 5h 以上 7h 未満 90	
			従事時間 4h 以上 5h 未満 80	
		開業準備（適用は 3 か月以内）	50	
		就労内定	50	
		就労希望	30	
(8)	社会的養護	特別な支援を要する家庭の児童（育児放棄、能力欠如、児童虐待防止）又は里親受託を行っている世帯		100
		特別な支援を要する状態で、相当程度保育に欠けると認められる場合		50
(9)	市長が認めた場合	その他（特に市長が必要と認めた場合）		-

調整指数1（優先利用等）				
加算	世帯加算	ひとり親世帯（父・母いずれが単独と児童による世帯構成）	100	
		産休・育休明けによる復職の場合	10	
		希望先保育所に兄弟姉妹が入所している場合	10	
		その他（特に市長が必要と認めた場合）	0～	
減算	世帯減算	過去に保育料の滞納がある世帯	過去6か月以上滞納があり納付誓約どおりなど履行していない	-50
			過去6か月以上滞納があるが納付誓約どおりなど履行している	-10
			過去6か月未満滞納があり納付誓約どおりなど履行していない	-20

調整指数2（世帯調整）				
同一点数 となった 場合	加算	児童の養育環境	該当項目すべてが対象	10
		直近の世帯収入の比較	該当項目すべてが対象	10
		生計中心者の求職状況	該当項目すべてが対象	10
		自立支援の必要性	該当項目すべてが対象	10
		代替施設の困難性	該当項目すべてが対象	10
		同居親族の有無及び就労状況	該当項目すべてが対象	10
		世帯員の就労実績	該当項目すべてが対象	10
		多子世帯	該当項目すべてが対象	10
		就労方法・就労時間の裁量権の有無	該当項目すべてが対象	10
		待機期間	該当項目すべてが対象	10

<利用調整のイメージ>

【世帯の状況1】父：フルタイム 母：1日5時間の就労（月20日未満）

希望先保育園に兄弟入所

$$\text{父}100 + \text{母}80 + \text{世帯加算}10 = \boxed{\text{調整指数合計 } 190}$$

【世帯の状況2】母：フルタイム

希望先保育園に兄弟入所、ひとり親（同居親族なし）

$$\text{母}100 + \text{世帯加算}10 + \text{ひとり親加算}100 = \boxed{\text{調整指数合計 } 210}$$

上記の場合【世帯の状況2】は世帯の優先順位が高いことになります。

### ✿ひとり親世帯の利用調整（同居親族ありの場合）について

ひとり親世帯に同居の親族がいる場合、利用調整（入所選考）の指標算定にあたっては、同居親族1名を加えて世帯状況を判断します。

#### 【重要】提出書類の目的

同居親族の状況を示す書類は、あくまでも利用調整（選考）の指標算定に必要な書類であり、「保育の必要性の認定」のための書類ではありませんので、ご留意ください。



## 8. 教育・保育施設の概要（公立施設）

### ✿ 理念

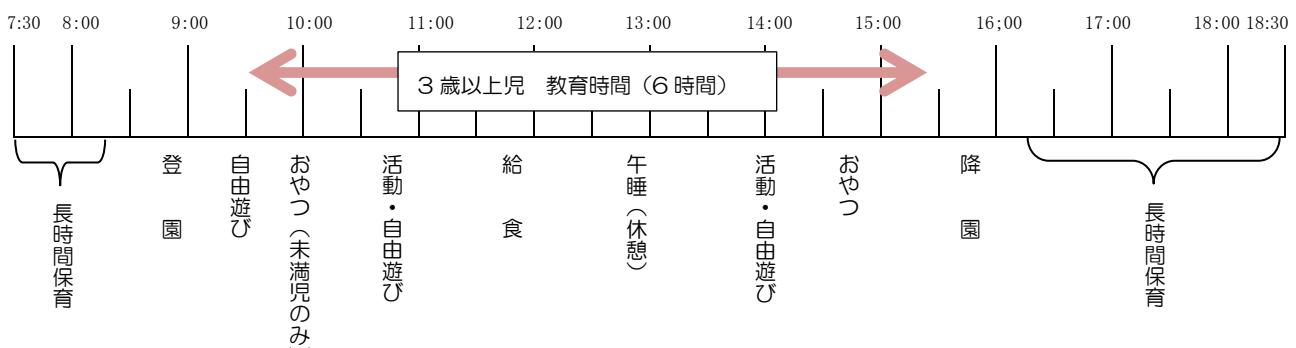
下呂市の公立施設（こども園）は、教育・保育施設の役割に基づき、豊かな自然と地域の人たちの温かい愛情に包まれながら、子どもたちが今を幸せに生活し、心豊かでたくましく未来（あす）を生きる力が育める環境づくりに努めるとともに、地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担うことを中心理念に運営を行っています。

### ✿ 目標

下呂市は方針として以下の3つの目標を掲げ保育を実施しています。

- ・元気でのびのび遊べる子
- ・表情豊かで思いやりのある子
- ・自分で考え、創り出す意欲のある子

### ✿ 保育施設の1日



※ 各施設、年齢、季節によって違いがあります。

### ✿ 保育施設の1年

春 (4~6月)	春風とともに小さな仲間が、期待と不安を胸にひとり立ちを目指して集団という輪に入ります	・入園式・歓迎会・遠足・健康診断（内科・歯科）・保育参観
夏 (7~8月)	大好きな水遊びやプール等、夏ならではの色々な遊びを思う存分楽しみ、たくましく意欲的になります。	・七夕会・水遊び・プール遊び・夏のお楽しみ会・個別懇談
秋 (9~11月)	一段とたくましくなった子どもたちが、力を合わせてみんなでつくりあげる運動会。園外に出て自然と十分ふれあいます。	・運動会・遠足・園外保育・畑の収穫・健康診断（内科）
冬 (12~3月)	冷たい風にも負けないで、からだと心を鍛える時期です。色々な経験を通して創造性が豊かになり、表現遊びも広がります。	・発表会・クリスマス会・節分・ひな祭り・お別れ会・卒園式
毎月実施するもの	・誕生会・身体測定・避難訓練（火事・地震・不審者対策等）・交通安全指導	
年間を通して行うもの	・地域の人や高齢者・未就園児等との交流会・英語で遊ぼう（年長児のみ）	

各施設で行事等の内容が変わることがあります。詳しくは、毎月発行される施設からの「園だより」をご覧ください。

## ✿【保育施設の利用可能時間】

保育施設名	1号認定（6時間）	2・3号認定	
		短時間（8時間）	標準時間（11時間）
きたこども園	9:15～15:15	8:15～16:15	7:30～18:30
みなみこども園	9:15～15:15		
おさかこども園	9:00～15:00		
わかばこども園	9:15～15:15		
かなやまこども園	9:30～15:30		
たけはらこども園	9:15～15:15		
みやだ子育て・保育ステーション			
かみはら子育て・保育ステーション			
なかはら子育て・保育ステーション			
わかあゆ子育て・保育ステーション			
萩原北醫院託児所 ししのこ		8:30～16:30	8:00～19:00
岐阜県立下呂温泉病院 つくし保育所		8:30～16:30	7:30～18:30
備 考	上記の時間を超えて利用希望の方は「延長利用」の申請が必要となります。延長可能時間は、8:15～16:15となります。	上記の時間を超えて利用希望の方は「延長利用」の申請が必要となります。延長可能時間は、7:30～18:30となります。	

利用時間のうち、  
保育の必要性に応  
じて必要な時間を利用

※ 各施設で開所時間が異なりますので詳細な時間は希望するこども園等にお問い合わせください。

## ✿休園日、休業日

【休園日】 1号、2号、3号認定共通の休園日です。

1. 日曜日
2. 祝日
3. 12月29日から翌年の1月3日まで

【休業日】 ※1号認定の休業日です。

1. 土曜日
2. 春季休業日 3月28日から4月 4日まで
3. 夏季休業日 8月12日から8月17日まで
4. 冬季休業日 1月 4日から1月 5日まで



## ✿土曜保育（2号・3号認定のみ）

- ・実施施設 きた・みなみ・おさか・わかば・かなやま・たけはらこども園  
萩原北醫院託児所しのこ・岐阜県立下呂温泉病院つくし保育所
- ・土曜保育を希望される方は、「土曜日保育申込書」を園へ提出してください。

※萩原北醫院託児所しのこ、岐阜県立下呂温泉つくし保育所の土曜保育の利用時間は事業所へお問い合わせください。

## ✿通園について

園児の送迎は、原則として保護者の責任をお願いします。なお、年少以上のお子さんは通園バスを利用することができます。通園バスは、あくまでも通園手段の一つであり、お子さんの保育時間を制限するものではありません。通園バスの運行は下呂市が行い、添乗員を配置しています。

添乗等の諸経費として、月額1,000円をご負担いただきます。

※通園バスの利用に関する詳細な内容については、各こども園等に直接お問い合わせください。

## ✿給食について

公立保育施設では、月曜日から金曜日に給食を提供します。献立は栄養士が作成し、毎月『献立表』でお知らせします。園の行事などで給食の提供がない日がありますので、『献立表』を必ずご確認ください。給食は、完全給食（主食・副食）です。おやつは、未満児は1日2回、以上児のお子さんは1日1回提供します。アレルギー疾患など、食事に特別な配慮が必要な場合は、必ず園長または施設長にご相談ください。給食でアレルギー対応を行うためには面談実施、医師の診断書等の提出が必要です。お子さんの健康と安全のため、必ず医師の指示に従い、定期的に診断や検査を受け、体調の変化に早く気づけるようご協力ををお願いいたします。ご家庭から食事やおやつを持参する必要がある場合は、毎月の『献立表』を確認しながら、園長または施設長とよく相談した上でご用意ください。

## ✿加配保育士の設置について

集団生活を送る中で個別の支援が必要と判断されたお子さんに対し、よりきめ細やかなサポートを提供するため、加配保育士を配置しています。

## ✿さくらんぼ教室（児童発達支援事業）のご案内

さくらんぼ教室は、心身やことばの発達に心配のあるお子さんを対象とした児童発達支援事業所です。お子さん一人ひとりの発達の状態に合わせ、遊びを通じた支援を行います。具体的には、口や体を使った遊びを通して、運動機能やことばの発達を促します。

ご利用を希望される方は、こども園または下記教室までご相談ください。

下呂さくらんぼ教室 23-2020 (わかばこども園内)

萩原さくらんぼ教室 52-4848 (みなみこども園内)

金山さくらんぼ教室 32-2666 (かなやまこども園内)

## ✿病児保育のご案内

病児保育は、お子さんが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、専用施設において、病気の児童を一時的に保育するものです。お子さんが利用する可能性がある方は事前に登録が必要になります。利用の詳細については、HPをご覧ください。

「病児保育室 Titi (ティティ)」(萩原北醫院)

「病児保育室 うさぎぐみ」(かなやまこども園内)



## ✿一時保育

保護者等の就労形態に合わせた一時保育サービスを提供します。

- ・ 実施施設 こども園（みなみ、おさか、わかば、かなやま、たけはら）  
子育て・保育ステーション（かみはら）
- ・ 対象 保育の実施対象とならない満1歳から就学前の児童
- ・ 利用日数 1か月につき20日以内
- ・ 時間 午前8時15分から午後5時00分
- ・ 利用料 利用料金は1ヶ月分をとりまとめて、翌月に請求します。

1日あたりの使用料			
8:15~16:15	16:15~17:00		・給食費 1食 200円 (お弁当の持参も可能)
4時間以下	4時間超	15分内ごとに追加	・おやつ代 1食 50円×2回
700円	1,400円	200円	

※ アレルギーのあるお子さんは、お弁当・おやつを持参してください。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

## 9. 入園の手続き

### ✿令和8年度入園の流れ



✿各保育施設の手続きの日程

施設名	申請書配布	内科検診 【新3歳以上児】	書類受付期限	入園説明会	
きたこども園	10月9日 9:30~11:00	11月13日 13:30~14:00	11月7日 (金)	2月5日 9:30~	
みなみこども園	10月16日 9:30~11:00	11月13日 13:30~14:00		2月5日 9:00~11:00	
おさかこども園	10月21日 9:30~10:30	11月12日 13:00~13:15		2月13日 9:30~10:45 個別に説明します	
わかばこども園	10月14日 13:30~15:30	12月18日 13:00~		1/14 年少児9:30~ 1/15 未満児9:30~ 個別に説明します	
かなやまこども園	10月14日 9:30~10:30	11月13日 13:15~13:30【受付】		2月6日 10:00~	
たけはらこども園	10月17日 13:30~15:30	11月6日 9:30~10:00		1/14 年少児9:00~ 1/14 未満児13:00~ 個別に説明します	
みやだ子育て・保育ステーション	10月21日 11:00~11:30	—		個別に説明します	
かみはら子育て・保育ステーション	10月17日 10:30~11:00	—		個別に説明します	
なかはら子育て・保育ステーション	10月14日 11:30~12:00	—		個別に説明します	
わかあゆ子育て・保育ステーション	10月16日 13:30~14:30	—		個別に説明します	
萩原北医院託児室 し し の こ	きた・みなみこども園へ 指定の日時にお越しください。			個別に説明します	
岐阜県立 下呂温泉病院 つくり保育所	10月22日 9:30~11:30	—		個別に説明します	
こども家庭課	10月23日以降 8:30~17:15	—		—	

※未満児の内科検診は入園内定後、入園する園にご確認ください。

※未満児保育を希望される方で受付期限を過ぎた場合は、次の募集での取り扱いとなります申込みを希望される月に入園できなくなる可能性がありますので、期限を厳守して手続きを行ってください。

✿令和8年度入園対象児

年長	5歳児	令和2年4月2日から令和3年4月1日生まれ
年中	4歳児	令和3年4月2日から令和4年4月1日生まれ
年少	3歳児	令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ
未満児	2歳児	令和5年4月2日から令和6年4月1日生まれ
	1歳児	令和6年4月2日から令和7年4月1日生まれ
	0歳児	令和7年4月2日以降生まれ

※各園の問い合わせ先は、P1の「2. 市内の教育・保育施設」の電話番号をご覧ください。

